2023年6月5日　参議院本会議　会議録抄

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」に対する代表質問

○尾辻秀久　議長　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岸真紀子君。

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　会派を代表し、ただいま議題となりましたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案について質問します。

　冒頭、一言申し上げます。

　６月２日の参議院本会議で成立したマイナンバー法等改正案は、参議院の審議が４月28日の本会議から始まり、私もこの場で代表質問を行いました。その時点では、三月末にマイナンバーカードでのコンビニ交付の誤発行といったトラブルはあったものの、河野大臣の記者会見では問題ないとしており、今となっては問題が矮小化されていたことに気付くことができなかったという自責の念があります。

　ところが、５月に入ってからは次から次へとこの間のトラブルが明るみとなり、問題だらけとなりました。マイナ保険証に至っては他人がひも付けられている事象が数多く発覚し、個人情報漏えいと命に関わる重大な問題であるにもかかわらず、岸田政権は法案の取下げや修正もせず、2024年秋の健康保険証廃止を含む法改正を推し進めました。国民の不安が払拭されない中での一方的な押し付けに断固抗議します。総点検を終えるまでマイナ保険証の運用を中止することと健康保険証の廃止時期の見送りを強く求め、質問に入ります。

　スマホやタブレットの普及が進み、インターネット情報は身近な存在となっています。例えば、言葉の意味を調べたいとき、昔は辞書を開いて調べていましたが、今はネット検索で迅速かつ簡単に情報を入手することが可能です。これは、デジタル化の恩恵と感じながらも、果たしてネット上で得た情報が正確なのか不安に感じることも多く、そして、信頼できる情報か否かは分かりにくくなっています。特に、社会経験が少ない子供は影響を受けやすいことが指摘されており、児童が動画投稿サイトを見て、バナナを300本食べると死ぬといった情報を信じているという記事が先日も掲載されていました。

　この背景には、正確性よりも個人の興味や関心に合わせた情報で注目を集め広告収入を得るアテンションエコノミーや、自分が欲しい情報ばかりが集まり、逆に欲しくない情報は遮断されてしまうフィルターバブル、そして、ＳＮＳや動画サイトといった場で、同じ趣味、考えの人とフィルターが掛けられた空間で同様の意見が反響し合い、結果として偏った考えが増幅していくエコーチェンバー現象といったインターネット情報に特徴的な問題があります。

　各企業の努力としてエコーチェンバーによるフェイクニュースの拡散や断絶の防止対策が行われつつあるものの、政府としての対策は必要です。国民の皆さんが安心して利用できるデジタル社会の形成に向け、政府がどのようにインターネット情報の信頼性の向上を図っていくのか、情報通信を担当する松本総務大臣、デジタル社会の形成を担当する河野大臣に伺います。

　最近、毎日のように報道で取り上げられている生成ＡＩについて伺います。

　昨年11月に対話型ＡＩが公開されて以降、生成ＡＩの急速な普及が進んでいます。生成ＡＩは、インターネット上の文章や画像、音声などの分析結果を基に人間が作ったようなコンテンツを創出することから、利活用が期待される反面、個人情報の不適切な収集や誤情報の拡散、著作権の保護、監視や差別につながるとの懸念といった課題も指摘されています。ＡＩを使いながらも健全に社会を発展させていくには、一定のルール作りが必要です。広島サミットでは、生成ＡＩに関し、担当閣僚による広島ＡＩプロセスを設け、国際的なルール作りを進めることで合意しています。

　政府は、生成ＡＩに伴う様々な課題にどのような認識をお持ちなのか、今後どのような規制等の整備を行う予定があるのか、高市科学技術政策担当大臣に伺います。

　また、Ｇ７では広島ＡＩプロセスがスタートし、経済協力開発機構においても国際的な政策指針、ＡＩ原則を見直す検討に入ったとの報道がありますが、日本政府としてどのように意見を反映していくのか、具体戦略も併せて松本大臣にお答え願います。

　2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の経済社会活動が書面、押印、対面を前提にしており、テレワーク環境も整っていなかったことなどが浮き彫りになり、政府はデジタル化の遅れを取り戻すために各種施策を進めています。

　デジタル化により人手不足の解消や新しい産業の創出が期待される一方、雇用が失われることはないのでしょうか。また、幾ら研修機会があったとしても、全員が全員デジタル人材となることは難しく、労働移動が公正なルールに基づいて行われるのか懸念があります。デジタル化の推進に伴っての公正な労働移動に関する政府のお考えを河野大臣に伺います。

　本法律案は、デジタル規制改革を国の基本方針に位置付け、テクノロジーマップの公表などを措置すること、行政機関等における情報の公表にデジタル技術を活用すること、さらには、フロッピーディスクなどを用いる申請等の手続をオンラインにより行うことができるようにすることなど、関係法律の所要の規定の整備を行うものとなっています。

　政府は、このような改革により、生産性向上や人手不足の解消などの効果が期待されるとしています。しかし、本年１月、国土交通省近畿地方整備局の河川監視カメラが不正アクセスを受け、カメラの運用が停止される事案が発生しました。カメラが勝手に操作されれば、豪雨時の情報提供に支障が生じるおそれがあったかもしれませんし、逆にフェイクニュースを流されてパニックに陥ることも想定されました。

　デジタル庁は本事案にどのような対応を行ったのか、また、国の行政機関においてマルウエアが仕組まれた場合を想定した対処方法はあるのか、未然に防止するためにはどのように取り組むのか、河野大臣並びにサイバーセキュリティーを担う谷担当大臣に伺います。

　地方自治体においても同様の懸念はあります。地方自治体のデジタル化に伴うサイバーセキュリティー対策はどうするのか、松本大臣に伺います。

　定期検査や点検規制のデジタル化に当たっては、あくまでも安全性を確保する手法としてのデジタル技術であるということを忘れてはなりません。例えば、そのシステムが正しく稼働しているのか否かを確認するのは人であり、最終的な判断をするにしても人的技術力の向上は欠かせません。

　デジタル技術を過信せず、人的な技術力の向上の必要性という認識を河野大臣はお持ちなのか、見解を伺います。

　デジタル技術を活用した点検は、災害時での活用に役立つツールと考えます。近年、突発的な集中豪雨による自然災害が全国各地で発生していますが、そういった場合に、林道の被害状況や急斜面などにより人が立ち入れない箇所を、上空からのドローンを活用することによって、二次災害というリスクを下げることができ、かつ短時間で撮影することもでき、災害状況を見る、撮ることができるツールとなります。災害状況をいち早く把握することは復旧の迅速化にもつながることから、災害時は、林道などにおいて、ドローンを目視できる状態になくても、周りに人がいないなど安全が確認できれば使用できるようにしてほしいといった市町村長の生の声もあります。これは航空法の管轄で、本法律案の外の要望事項ではあるものの、デジタル技術の効果的な活用に向けての地方自治体からの要望として、まずは自由闊達な意見を集約し、更なるデジタル活用の進展を図ることも必要ではないでしょうか。河野大臣の見解を伺います。

　本法律案では、事業所等における書面掲示が義務付けられているものに関し、利用者保護や利便性、デジタルデバイドに配慮して、従来の書面掲示義務も維持しつつ、同様のものをインターネットにより公衆の閲覧に供するとしています。例えば、郵便法の一部改正により、日本郵便株式会社は郵便約款その他総務省令で定める事項をインターネットにより閲覧に供する義務が追加されますが、既に公式サイトに掲載されているので新たな負担は生じないと思われます。

　しかし、本法律案によって、インターネット掲載が義務付けられる事業者の中には業務や費用といった新たな負担が生じる場合がありますが、これは事業者の負担となるのでしょうか。国の支援策はあるのか、新たに義務付けられる事業者はいつまでに整備しなければならないのか、事業者に対する周知広報の方法も含め、具体的に河野大臣にお答え願います。

　本法律案では、古物営業法や水先法、質屋営業法など個別法の改正によって、標識や料金等の掲示についてデジタル対応が義務付けられることとなります。事業の規模が著しく小さい場合、その他の省令等で定める場合にはデジタル対応を義務付けしないこととしていますが、事業の規模が著しく小さい場合とはどのような事業者が想定され、その他省令等で定める場合というのはどのような場合を想定しているのでしょうか。適用除外となる中小零細事業者の範囲はいつまでに決定し、どのように周知徹底を図るのか、河野大臣に伺います。あわせて、事業者にデジタル化の強制とならないよう配慮が必要と考えますが、見解を伺います。

　本法律案は、国や地方自治体が私人に通知等を行うに当たり、所在不明である場合等に、一定期間、当該機関の掲示場等に書面を掲示することにより、その者に送達したものとみなす制度である公示送達のデジタル化を促すものとなっています。このことにより、これまでは掲示場に出向かなければ確認できなかったものが、インターネットを活用し、いつでもどこでも閲覧が可能になります。

　一方で、市役所庁舎の前に設置されている掲示板とは違って、行政機関における公式サイト上では情報量が非常に多く、どこの行政機関も見付けやすいサイトとはなっていません。各省庁が利用者にとって利便性の高いサイトとするための支援が必要と考えますが、デジタル庁の関与方法を河野大臣に伺います。

　本法律案により、インターネットを利用できる人にとっては、知りたい情報を入手したり、オンライン手続ができるようになることは利便性や業務の効率化につながるメリットがあります。しかし、デジタル技術を過信し過ぎてしまうと、例えば国のシステムでインシデントが起きてしまったときに対応の遅れが生じてしまう可能性も否定できません。インシデントが起こらないようにすることはもちろんではありますが、起きたときの責任の所在はどこになるのか、マイナンバーカードの一連のトラブルのようにたらい回しにならないのか、デジタル庁が責任を持って対応するという理解でよいか、河野大臣に最後にお伺いし、質問を終わります。

　御清聴ありがとうございました。

○河野太郎　デジタル大臣　まず、インターネット情報の信頼性向上についてお尋ねがありました。

　政府としては、御指摘のインターネット上の情報の信頼性向上を図るため、総務省を始めとする関係省庁において取組が行われているものと承知しております。デジタル庁としても、安全、安心で便利なデジタル社会を実現するため、今年度改定予定のデジタル社会の実現に向けた重点計画においてこれらの取組をしっかりと位置付けつつ、効果的な広報活動や情報発信に取り組むことを検討しております。

　次に、デジタル化に伴う雇用への影響についてのお尋ねがありました。

　デジタル化の進展により企業の生産性や産業競争力の向上などがもたらされるものであり、御指摘の雇用に関する懸念については、リスキリングを強化するとともに、デジタル化による新産業の創出により雇用の拡大を目指してまいります。拡大した労働市場において産業構造の変化を踏まえた労働移動が円滑に行われるため、希望する労働者がスキルアップできるための研修等の機会や就職支援が十分に設けられることが重要と考えております。

　次に、国土交通省の監視カメラに係る事案に対するデジタル庁の対応及びマルウエアへの対応方法についてのお尋ねがありました。

　情報セキュリティーインシデントについては、デジタル庁を含め、情報システムを整備、運用する各行政機関において責任を持って対応することとなっています。その際、政府統一基準を作成するＮＩＳＣを中心に、デジタル庁を含めた情報システムを運用する行政機関が連携して対応することとしています。

　御指摘の河川監視カメラについては、国土交通省が整備、運用しており、国土交通省において、ＮＩＳＣと連携して適切に対応されたものと承知しております。

　次に、人的な技術力の向上の必要性についてのお尋ねがありました。

　定期点検等に関するアナログ規制の見直しは、デジタル技術が活用可能になるよう現行法令を技術中立的にしていくものですが、人が点検等を行う場合と同等の安全性が確保できるよう、必要に応じて技術検証を実施することとしています。

　新たな技術を導入する上では、それらを実際に使う方々のスキルの確保も重要と考えており、技術検証を行う際に現場の方々にとっての有用性についても十分に考慮していくとともに、関係省庁と連携し、デジタル人材のスキル向上にも努めてまいります。

　次に、地方自治体の意見の集約についてのお尋ねがありました。

　地方自治体におけるデジタル技術の活用の推進に当たっては、自治体の意見をしっかりとお聞きすることが重要であると考えております。デジタル庁では、国と地方の双方向のコミュニケーションの場としてデジタル改革共創プラットフォームを設け、日常的に自治体職員との意見交換や先行事例の共有を行っており、こうした場などを通じて丁寧に自治体の意見をお聞きしているところです。

　引き続き、自治体からの意見も踏まえ、自治体向けのマニュアルの改定やテクノロジーマップの整備を進めるなど、関係省庁とも連携し、必要な取組を行ってまいります。

　次に、書面掲示規制の見直しについてのお尋ねがありました。

　今回の改正によるインターネット掲載は事業者において取り組んでいただくこととなりますが、デジタル化への対応に係る各種支援措置についても情報提供が適切に行われるよう、関係省庁と連携して対応してまいります。対応困難な一部の零細事業者に対する適用除外の基準については、事業者の負担にも配慮しつつ、従業員数など事業規模等の観点から、各規制の趣旨や対象業界の実情を踏まえて各規制所管省庁の省令において明確化することとしています。

　この見直しについては、本法案の公布後１年以内に施行することとしており、円滑な施行に向けて、必要に応じて各規制所管省庁において運用に関するガイドラインを整備するなど、事業者に対して十分な周知が行われるよう、所管省庁と連携して対応してまいります。

　次に、公示送達のデジタル化についてのお尋ねがありました。

　インターネットにより公示送達を行う際のウェブサイトの在り方については、送達を受けるべき方が必要な情報に適切にアクセスできるよう、規制所管省庁と連携して対応してまいります。

　各省庁のウェブサイトの利便性の向上については、デジタル庁ウェブサイトの構築、機能改善を通じて得られた知見を各省庁と共有し、必要な支援を行ってまいります。

　最後に、インシデントが起きたときの責任の所在についてのお尋ねがありました。

　マイナンバーカード関連サービスの誤登録等の事案に関しては、国民の皆様に不安を与えていることは申し訳なく思います。

　総理指示の下、デジタル庁が中心となり、関係府省等が一丸となって国民の皆様の不安解消への万全の対策を迅速かつ徹底して講じてまいります。

　また、情報セキュリティーインシデントについては、デジタル庁を含め、情報システムを運用する各行政機関において責任を持って対応することとなっています。その際、政府統一基準を作成するＮＩＳＣを中心に、デジタル庁を含めた情報システムを運用する行政機関が連携して対応することとしています。

○松本剛明　総務大臣　岸議員からの御質問に御答弁申し上げます。

　まず、インターネット情報の信頼性向上について御答弁申し上げます。

　インターネットを含め、情報空間におきましては表現の自由が守られなければなりませんが、偽情報は違法、有害であり得まして、情報の信頼性向上は重要であり、プラットフォーム事業者による自主的な取組が大切であると認識しております。

　総務省としては、有識者会議において、プラットフォーム事業者による偽情報の削除等の取組をモニタリングし、結果を公表することにより透明性の確保を図っております。また、情報の受け手側の対策として、偽情報に関する啓発教育教材の開発等のＩＣＴリテラシー向上にも、関係企業、省庁と連携して取り組んでおります。

　次に、Ｇ７広島ＡＩプロセスに日本政府としての意見を反映する方策について御質問いただきました。

　生成ＡＩをめぐる諸課題については、我が国が議長国を務めたＧ７広島サミットにおいて、広島ＡＩプロセスとして、担当閣僚の下で速やかに議論を進め、本年中にＧ７首脳に結果を報告することとなりました。

　早速、５月30日に、議長国の立場から、実務者レベルによる第一回Ｇ７作業部会を開催いたしました。ＯＥＣＤなどの協力も得つつ、また政府のＡＩ戦略会議での議論も踏まえ、Ｇ７の議論を我が国が主導してまいります。

　最後に、地方自治体のサイバーセキュリティー対策について御質問いただきました。

　総務省では、セキュリティー対策の動向を踏まえ、地方自治体のセキュリティーポリシーガイドラインの改定を行っております。また、人材育成のため、自治体職員を対象に、実践的サイバー防御演習、ＣＹＤＥＲを実施するとともに、都道府県が市町村支援のために確保するデジタル人材に要する経費について、本年度から特別交付税措置を講じたところでございます。

　地方自治体のサイバーセキュリティー能力の強化と併せて自治体のシステム標準化を進めているところであり、自治体ＤＸに向け、地方自治体と更に連携を深めてまいります。

○高市早苗　科学技術政策担当大臣　岸真紀子議員から、生成ＡＩに伴う課題、今後の規制についてお尋ねがありました。

　昨今の生成ＡＩの技術革新については、様々な利点をもたらす一方で、例えば、セキュリティーの問題、知的財産権の侵害、機密情報の流出や偽情報の大量流布など、新たな課題が生じるとの見方もございます。

　生成ＡＩに関する規制については、諸外国において推進又は規制のいずれか一辺倒というわけではなく、各国の事情に応じて適切なバランスを模索していると承知しております。

　こうした中、生成ＡＩに関する課題は多岐にわたることから、政府としては、技術のみならず、法制度、倫理などの幅広い有識者により構成されるＡＩ戦略会議を開催するなどして検討を進めております。

　生成ＡＩに関する規制等の整備につきましては、まさしく検討中のため、現時点ではお答えできる段階にはありませんが、政府としては、Ｇ７においても主導的な役割を発揮しつつ、様々な懸念や課題への対応を検討してまいります。

○谷公一　サイバーセキュリティ担当大臣　岸真紀子議員より、国の行政機関のサイバーセキュリティー対策について御質問いただきました。

　政府においては、サイバーセキュリティ基本法に基づき、各政府機関がセキュリティー水準を一定以上に保つための政府統一基準を策定しており、これに基づき、各政府機関は、それぞれの業務、取り扱う情報及び保有する情報システムの特性等を踏まえた上でセキュリティー対策を講じているところです。

　政府統一基準では、議員御指摘のネットワークなどのＩｏＴ機器の利用時の対策として、初期設定されているパスワード等の変更や、マルウエア感染による被害を未然に防止するため、想定される感染経路に不正プログラム対策ソフトウエアを導入するなどの対策を定めています。

　また、政府機関等が参加するインシデント対処訓練においてマルウエア感染時のシナリオを取り上げるとともに、マルウエアによる影響の分析、解析や、必要に応じて被害のあった政府機関に対する支援ができるよう必要な体制を整備しているところです。

　今後とも、各政府機関が継続的にサイバーセキュリティーに係る認識を高め、適切な対策が講じられるよう、注意喚起や情報提供を行うとともに、サイバー脅威の状況に応じて政府統一基準の見直しを行うなど、必要なセキュリティー対策の強化を図ってまいります。